

議第175号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成30年 3月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市職員給与条例（以下「給与条例」）を「京都市特別職の
職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」）に改める。

第2条各号列記以外の部分中「平成30年 3月31日」を「平成31年 3月31
日」に、「給与条例」を「特別職給与条例」に改める。

第3条中「平成29年12月」を「平成30年12月」に、「給与条例」を「特別
職給与条例」に改める。

附則第2項中「平成30年 3月31日」を「平成31年 3月31日」に改める。

附 則

この条例は、京都市特別職の職員の給与に関する条例の施行の日から施行
する。

提案理由

現在実施している市長等の給与の額の特例措置の期間を延長する等の必要
があるので提案する。